

議 第 3 9 号
島都計第 4 7 9 号
令和元年 7 月 3 1 日

島本町都市計画審議会会長 様

島本町長 山田 紘平

北部大阪都市計画土地区画整理事業の決定について（付議）

標記について、都市計画法第 19 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議
します。

北部大阪都市計画土地区画整理事業の決定

都市計画 J R 島本駅西土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		J R 島本駅西土地区画整理事業
面 積		約 12.9ha
公共施設の配置	道 路	・ 駅前に交通広場を配置し、駅前空間のにぎわいを創出する。 ・ 町道広瀬桜井幹線と駅を結ぶ道路は、駅前の施設利用等を踏まえ、歩道を有する幅員 14m の区画道路とする。 ・ 町道広瀬桜井幹線に幅員 2.5m の歩道を新設する。 ・ 住宅街区に適宜適切な幅員の区画道路及び特殊道路を配置する。
	公園及び緑地	・ 事業により施行区域面積の 6% 以上の公園及び緑地を確保する。
	その他の公共施設	・ 排水については区画道路内に分流式にて雨水管及び污水管を敷設する。 ・ 雨水排水は調整池を設置し、水量調整を行った上で下流水路に放流する。 ・ 污水排水は管渠により公共下水道として整備し、既設の公共下水管へ接続処理する。 ・ 用水路は地区周辺との整合を図り適宜配置する。
宅地の整備		・ 駅前については、近隣型商業施設や医療施設等を中心とした土地利用を図るものとする。 ・ 施行区域の西側については、当面は農地としての土地利用を図るものとする。 ・ その他については、住居系の土地利用を図れるように街区を形成し、適切に区画割を行うものとする。

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

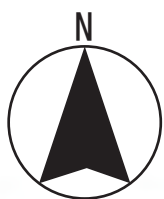
J R 島本駅西地区においては、組合施行の土地区画整理事業を行うものとしており、本事業により計画的な市街地の形成を図るために、市街化区域に編入しようとしている。

今回、本事業の都市計画上の整合を図り、適正な事業の執行を確保していくため、市街地開発事業として都市計画決定を行うものである。

総括図

令和元年度
北部大阪都市計画
土地区画整理事業の決定
(島本町決定)
JR島本駅西地区

S=1/10,000



都市計画道路
「島本中央線」「清水木半坂線」
「天薬藤之木線」「西野々小田線」
は廃止。
(平成 24 年 11 月 22 日告示)

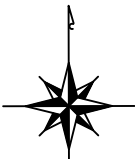
都 市 計 画 凡 例							
	市 街 化 区 域						
	道 路						
	公 園		地 区 計 画				
	緑 地		土 地 区 画 整 理 事 業				
	用途地域区分	建 蔽 率	容 積 率	高 サ 制 限	外 壁 後 退	北 側 斜 線 制 限	防 火 地 域
	第一種低層住居専用地域	50 100	100 100	10 M	周囲 1 M		法第22条
	第一種中高層住居専用地域	60 100	200 100				法第22条
	第二種中高層住居専用地域	60 100	200 100			同 上	法第22条
	第一種住居地域	60 100	200 100			同 上	法第22条
	第二種住居地域	60 100	200 100			同 上	法第22条
	近 隣 商 業 地 域	80 100	300 100				準防火地域
	準 工 業 地 域	60 100	200 100				法第22条

(仮称) 北部大阪都市計画事業
J R 島 本 駅 西 土 地 区 画 整 理 事 業

計 画 図

令和元年度
北部大阪都市計画
土地区画整理事業の決定
(島本町決定)
JR島本駅西地区

縮尺 1/2,500



(縮尺 1:2500)



凡 例

土地区画整理事業の施行区域



議 第 4 0 号
島都計第 4 8 0 号
令和元年 7 月 3 1 日

島本町都市計画審議会会長 様

島本町長 山田 紘平

北部大阪都市計画下水道の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画下水道の変更（町決定）

北部大阪都市計画島本町淀川右岸流域関連公共下水道を次のように変更する。

1. 下水道の名称

島本町淀川右岸流域関連公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 約 367ha（うち処理区域 約 367ha）

3. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
山崎ポンプ場	島本町山崎二丁目地内	面積 約 5,820 m ²

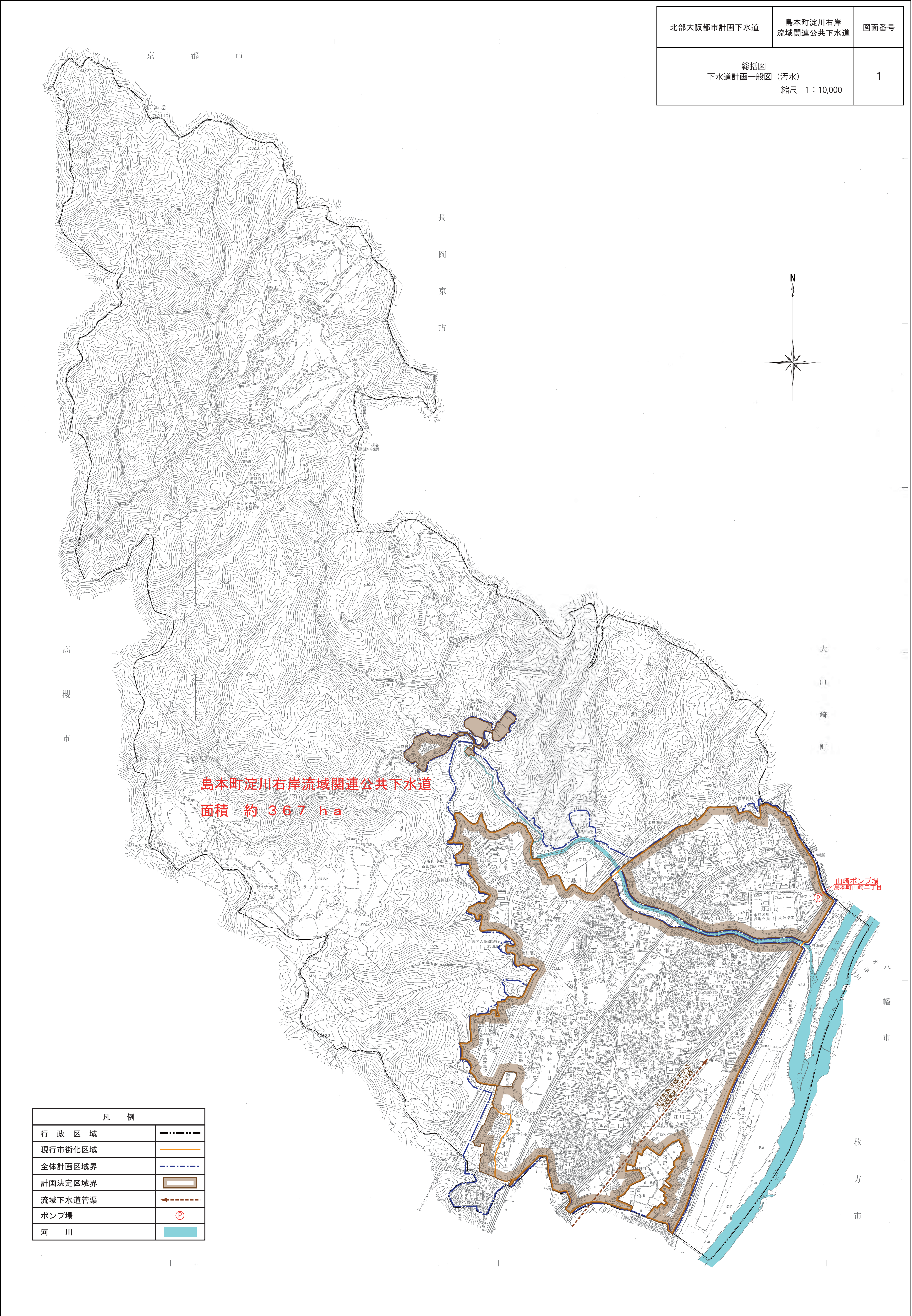
「区域は計画図表示のとおり」

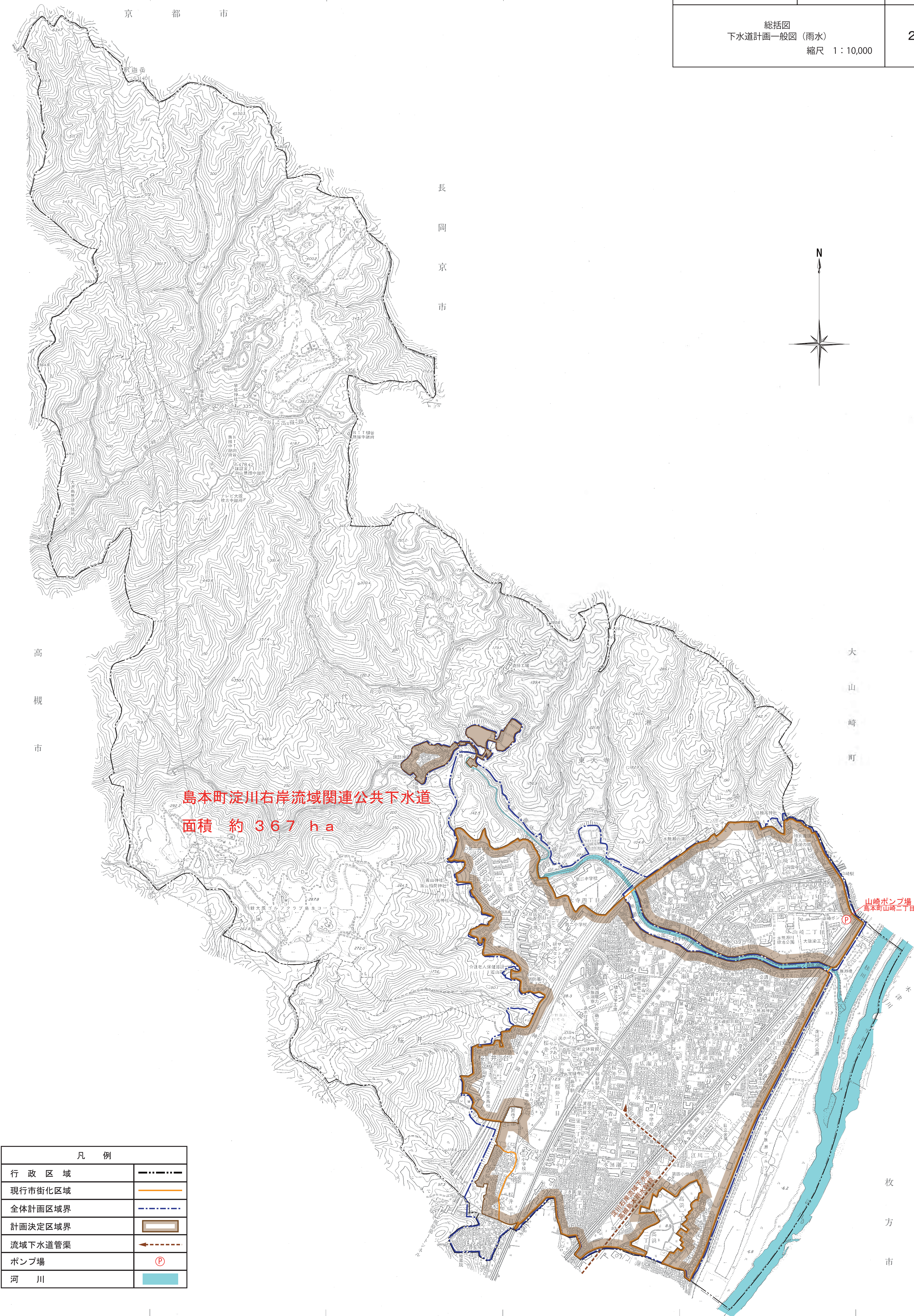
理 由

島本町淀川右岸流域関連公共下水道は、昭和 49 年 9 月に当初決定を行い、以後、6 回の変更を経て、鋭意事業の進捗を行っている。

一方、令和元年 9 月に桜井地区が土地区画整理事業の実施を踏まえ、市街化区域編入が行われた。

よって、今回、良好な都市環境の整備を目的として、排水区域と都市計画の整合を図り、健全な都市の発展と公共用水域の水質保全の向上を図ろうとするものである。

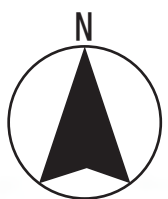




凡 例	
行政区域	-----
現行市街化区域	———
全体計画区域界	- - - - -
計画決定区域界	▮
流域下水道管渠	←-----
ポンプ場	Ⓟ
河 川	■

北部大阪都市計画下水道	島本町淀川右岸 流域関連公共下水道	図面番号
総括図 用途地域図 縮尺 1：10,000		3

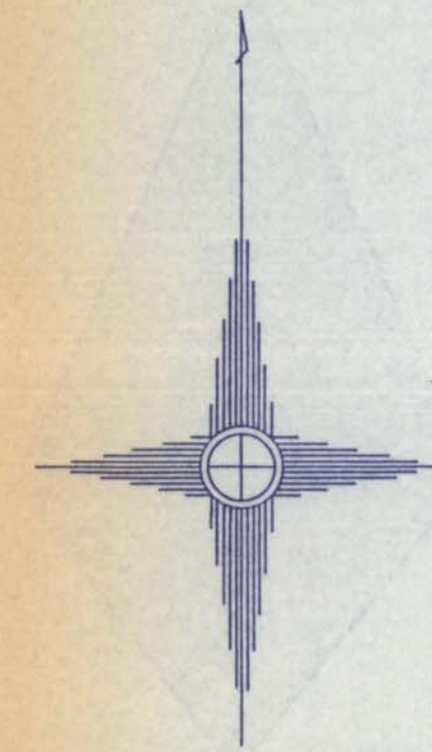
島本町淀川右岸流域関連公共下水道
面積 約 367 ha



都市計画道路
「島本中央線」「清水木半坂線」
「天薬藤の木線」「西野々小田線」
は廃止。
(平成 24 年 11 月 22 日告示)

都 市 計 画 凡 例		現行市街化区域					
	市 街 化 区 域	全体計画区域界					
	道 路	計画決定区域界					
	公 園		地 区 計 画				
	緑 地		土 地 区 画 整 理 事 業				
	用途地域区分	建 蔽 率	容 積 率	高 々 制 限	外 壁 後 退	北 側 斜 線 制 限	防 火 地 域
	第一種低層住居専用地域	50 100	100 100	10M	周囲 1M	第一種低層住居専用地域 10M 5M	法第22条
	第一種中高層住居専用地域	60 100	200 100			第一種中高層住居専用地域 10M 5M	法第22条
	第二種中高層住居専用地域	60 100	200 100			同 上	法第22条
	第一種住居地域	60 100	200 100			同 上	法第22条
	第二種住居地域	60 100	200 100			同 上	法第22条
	近 隣 商 業 地 域	80 100	300 100				準防火地域
	準 工 業 地 域	60 100	200 100				法第22条

京 都 府
大 山 崎 町



山崎ポンプ場
面積 約5,820㎡

山崎二丁目

区域表示表			
測 点	区 域 界	備 考	
1-2	道 路 界	都市計画街路 島本中央線との境界	
2-3	水 路 界	水路との境界 (水路を含む)	
3-1	水 路 界	水路との境界 (水路を含む)	

北部大阪都市計画下水道

島本町淀川右岸
流域関連公共下水道

図面番号

計画図
詳細施設平面図 (ポンプ場)
縮尺 1:500

6